

## 物品の分類について

備品の定義：物品の購入単価が1万円以上（消費税及び地方消費税の額を除いた単価とする。）であり、表中備品に分類しているもので、その性質又は形状を変えることなく比較的長期間にわたって使用に耐える物

金額によらず備品扱いとするもの。

分類	区分	物品例	摘要
備品	机類	事務机、テーブル（会議用、〇A用若しくは食堂用又は折りたたむことができるもの。）、カウンター、記載台、座卓、教卓等	
	椅子類	（事務用、会議用、〇A用、乳幼児用又は児童生徒用）椅子等	
	事務用品類	公印、カメラ、ICレコーダー、電話機、携帯電話	

購入単価（税抜）が1万円以上の場合に備品扱いとする物品の例示。

分類	区分	物品例	摘要
備品	キャビネット類	棚、書架、食器棚、ロッカー、保管庫、キッチン、清掃ボックス、キーケース、マガジンラック、投票箱、金庫等	
	被服・寝具類	布団、毛布、ベッド、タンス、マットレス等	
	車両・船舶類	自動車、特殊車両、原動機付き自転車、自転車、船舶等	
	事務用品類	情報機器（パソコン、プリンタ、スキャナ、ディスプレイ、ソフトウェア、プロジェクタ、スクリーン等） 事務機器（複写機、ラベル印字機、シュレッダー、裁断機、ラミネータ）白板、黒板等	
	室内用品類	テレビ、テレビ台、電気スタンド、空調機（エアコン、ストーブ、扇風機）、洗濯機、衝立、脚立、演台、絵画、時計、鏡、人形、室内遊具 傘立、帽子掛、敷物、カーテン、幕、気温計 ミシン、等	

## 物品の分類について

教育・指導用品類	楽器等（ピアノ、オルガン、譜面台等）、CD、DVD、模型、運動用具（フェンスポール、ストップウォッチ、マット等）等	CD、DVD は内容が記録された製品に限る。
工事用品類	巻き尺、スチールテープ、発電機、高圧洗浄機、電動工具、特殊工具、等	
医療用品類	消毒器、吸入器、計測器（温度計血圧計、聴診器、身長計、座高計、握力計）、担架、リハビリ機器、介助用品、等	
給食用品・厨房器具類	ウォータークーラー、湯沸器、冷蔵庫、ホットプレート、食品保管庫、調理台、食器洗浄機、フードスライサー、製氷機、調理器具（鍋、釜、椀、包丁）電気ポット等	
図書類	法規類集、辞典、各種書籍等	年1回以上更新され、又は発行されるものを除く。
雑品類	耕運機、拡声器、草刈り機、チェーンソー、給水タンク、消火器、台車、車椅子、ブロワー、消防用ホース、散粉機、噴霧器、電動糸鋸等他の区分に属さないもの	

金額によらず消耗品扱いとするもの。

分類	区分	物品例	摘要
消耗品	印紙類	収入印紙、収入証紙等	
	用紙類	コピー用紙、更紙、上質紙、色上質紙、画用紙、色画用紙、模造紙、色模造紙、マス目模造紙、封筒等	
	インク・塗料類	印刷機用トナー、印刷機用インク、印刷機用マスター、ペンキ等	
	油脂・薪炭類	薪等	
	被服類	作業服等	

## 物品の分類について

	動植物類	実験用の動物（カエル、イカ等）、植物等	
	文房具類	鉛筆、ボールペン、ハサミ、テープ、のり、ホッチキス、消しゴム USB メモリー、SD カード等	
	その他	他の区分並びに備品及び動物、原材料品、生産品に属さないもの	

### その他の分類

分類	区分	物品例	摘要
動物		飼育目的の動物	実験用の動物は消耗品に含む。
原材料品	給食用品類	米麦等貯蔵品類 副食調味料品類	
	医療用品類		薬品類を含む。
	工具用品類		
	その他生産製造用品類		
生産品	製作品類		生産又は加工された生産物及び修理等により生じた副生品
	農水産物類		
	畜産物類		